

自動車検査証備考欄の記載内容について（使用可能最終日情報）

自動車検査証備考欄に記載の使用可能最終日情報の意味について、例をもとに解説します。

（ディーゼル乗用車の印字例）

番号		平成 年 月 日		中部運輸局 ○○運輸支局長		印	
自動車検査証							
自動車登録番号又は車両番号/自動車予備検査証番号		登録年月日/交付年月日		初度登録年月		自動車の種別	
用途		自家用・事業用の別適否		車体の形状			
車名		型式		乗車定員		最大積載量	
				人		kg	
車両重量		車両総重量					
				kg			
使用の本拠の位置		備考 〔名古屋〕、継続検査、自動車重量税額¥○○○○○、この自動車は平成16年9月30日以降の有効期間満了日を超えてNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。この自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域内です。					
自動車の所在する位置							
有効期間の満了する日							
平成							
16年10月1日							
年 月 日							
年 月 日							
年 月 日							
年 月 日							

この部分が「対策地域外」の打ち出しなら規制はかかりません

この車の**使用可能最終日**は

自動車検査証の**有効期間の満了する日**が備考欄の日以降になった時の自動車検査証の有効期間の満了する日までです。（愛知・三重県の一部、首都圏、近畿圏の車に限ります。）

つまり、上の例では、自動車検査証の有効期間の満了する日（平成16年10月1日）が、備考欄に記載の日（平成16年9月30日）以降になっていますので、この車の使用可能最終日は平成16年10月1日までとなります。この例の自動車検査証では、以後、有効期間の更新はできません。

注）備考欄の「平成16年9月30日以降」の日には、「平成16年9月30日」も**含まれます**ので、自動車検査証の有効期間の満了する日が「平成16年9月30日」の場合の使用可能最終日は「平成16年9月30日」となります。

また、**自動車検査証の有効期間切れ車（車検切れ車）は、備考欄の日の翌日以降、有効期間の更新はできません。（車検に合格しません。）**

つまり、自動車検査証の有効期間の満了する日が上の例の「平成16年10月1日」でなく、「平成16年9月20日」であった場合には、備考欄の日の翌日である平成16年10月1日以降に、車検切れの状態では検査を受けることはできないということです。

(トラック、バス、特種車の印字例) 例 1

番号		平成 年 月 日		中部運輸局 ○○運輸支局長 印	
自動車検査証					
自動車登録番号又は車両番号	自動車予備検査証番号	登録年月日	交付年月日	初度登録年月	自動車の種別
車名		年 月 日	年 月	乗車定員	最大積載量
		型式		人	kg
					kg
					kg
使用の本拠の位置		備考			
自動車の所在する位置		〔名古屋〕、継続検査、自動車重量税額 ¥○○○○○、この自動車はNOx特定地域内に使用の本拠を置くことができません。また、平成15年9月30日以降の有効期間満了日を超えてNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。この自動車の使用の本拠はNOx特定地域外ならびにNOx・PM対策地域内です。			
有効期間の満了する日					
平成 15年 10月 1日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					

この部分が「対策地域外」の打ち出しなら規制はかかりません

この車の使用可能最終日は、自動車検査証の有効期間の満了する日が備考欄の日以降になった時の自動車検査証の有効期間の満了する日までです。(愛知・三重県の一部、首都圏、近畿圏内の車に限ります。)

つまり、上の例では、自動車検査証の有効期間の満了する日(平成15年10月1日)が、備考欄に記載の日(平成15年9月30日)以降になっていますので、この車の使用可能最終日は平成15年10月1日までとなります。つまり、この例の自動車検査証では、以後、有効期間の更新はできません。

注) 備考欄の「平成15年9月30日以降」の日には、「平成15年9月30日」も含まれますので、自動車検査証の有効期間の満了する日が「平成15年9月30日」の場合の使用可能最終日は「平成15年9月30日」となります。

また、自動車検査証の有効期間切れ車(車検切れ車)は、備考欄の日の翌日以降、有効期間の更新はできません。(車検に合格しません。)

つまり、自動車検査証の有効期間の満了する日が上の例の「平成15年10月1日」ではなく、「平成15年9月20日」であった場合には、備考欄の日の翌日である平成15年10月1日以降に、車検切れ状態で検査を受けることができないということです。

改正前自動車NOx法の規制対象地域(首都圏、近畿圏)内に転入できないという意味です。

(トラック、バス、特種車の印字例) 例2

番号		平成 年 月 日		中部運輸局 ○○運輸支局長 印	
自動車検査証					
自動車登録番号又は車両番号/自動車予備検査証番号	登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別適否
車名	型式	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
		人	kg	kg	kg
使用の本拠の位置	備考				
自動車の所在する位置	〔名古屋〕、継続検査、自動車重量税額¥○○○○○、この自動車は平成15年9月30日以降の有効期間満了日を超えてNOx特定地域内に使用の本拠を置くことができません。また、平成17年9月30日以降の有効期間満了日を超えてNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。この自動車の使用の本拠はNOx特定地域外ならびにNOx・PM対策地域内です。				
有効期間の満了する日					
平成15年10月1日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					

この部分が「対策地域外」の打ち出しなら規制はかかりません

この車の**使用可能最終日**は

自動車検査証の**有効期間の満了する日**が備考欄の日（この例では平成17年9月30日）**以降になった時の**自動車検査証の**有効期間の満了する日まで**です。（愛知・三重県の一部、首都圏、近畿圏内の車に限ります。）

つまり、上の例では、今後、継続して車検を受け、有効期間を更新していったと仮定しますと、自動車検査証の有効期間の満了する日が2年後の「平成17年10月1日」になった時、備考欄に記載の「平成17年9月30日」以降の日になるので、使用可能最終日は「平成17年10月1日」までとなります。

注）備考欄の「平成17年9月30日以降」の日には、「平成17年9月30日」も**含まれます**ので、自動車検査証の有効期間の満了する日が「平成17年9月30日」の場合の使用可能最終日は「平成17年9月30日」となります。

また、**自動車検査証の有効期間切れ車（車検切れ車）は、備考欄の日（この例では平成17年9月30日）の翌日以降、有効期間の更新はできません。（車検に合格しません。）**

つまり、自動車検査証の有効期間の満了する日が上の例の「平成17年10月1日」ではなく、「平成17年9月20日」であった場合には、備考欄の日の翌日である平成17年10月1日以降に、車検切れの状態では検査を受けることができないということです。

もう一つの**備考欄の日**（この例では平成15年9月30日）は、**特定地域**、つまり、**改正前自動車NOx法の規制対象地域**（首都圏、近畿圏）内へ**転入が可能**な日を判断するためのものです。詳しくお知りになりたい方は、下記の問い合わせ先までお願いします。

注意事項

備考欄の日は、この法律の施行日（平成14年10月1日）における自動車の種別、用途、定員、車両総重量により定まりますので、施行日以降に自動車の種別等を変更しても、備考欄の日は変わりません。